

予算特別委員会 議事次第

令和7年6月23日(月)
分科会終了後
於：大会議室

1 開 会

2 確認事項

3 付託議案

(1) 討 論

(2) 採 決

4 閉 会

予算特別委員会の運営に関する申合せ

(令和5年6月16日)
改正 令和6年6月27日
令和6年12月19日
令和7年6月23日

予算特別委員会（以下「委員会」という。）並びに委員会に設置する小委員会及び分科会の運営に関し、必要な事項を定める。

1 議案（予算特別委員会規程、議会運営に係る主な申合せ）

委員会において審査する議案は、次のとおりとする。

- (1) 予算議案
- (2) 条例、請負契約議案等（同時に提案された予算議案に密接に関連する議案に限る。）
- (3) その他、議決により委員会に付託された議案

2 委員会の運営

(1) 議案の審査方法

委員会で議案を審査するに当たっては、小委員会又は分科会において詳細審査を行うことを基本とする。（参照：別紙1）

なお、審査の流れは、原則としてそれぞれ次のとおりとする。

ア 小委員会を設置して詳細審査を行う場合

審査の場	審査の内容
委員会	① 小委員会の設置、委員選任等 ② 小委員会への審査依頼
小委員会	詳細審査
委員会	① 小委員会審査報告 ② 討論・採決

(7) 小委員会の設置等

委員会において、小委員会を設置し、小委員会委員の選任等を行った後、小委員会に審査を依頼する。

(4) 詳細審査

小委員会において、詳細審査を行う。（参照：別紙2）

(7) 小委員会審査報告、討論・採決

委員会において、小委員会審査報告の後、討論・採決を行う。

なお、小委員会審査報告は、小委員会で行った適否確認の結果を記載した小委員会審査報告書の配付のみとし、小委員会委員長の報告は省略する。

(I) 備考（議案の説明聴取等）

委員会における議案の説明聴取・質疑は、省略する。

ただし、全員協議会で議案の説明聴取・質疑が行われなかったときは、正副委員長・幹事協議会の協議により、小委員会の設置等を行う委員会において、議案の説明聴取・質疑を行うことができる。

イ 分科会において詳細審査を行う場合

審査の場	審査の内容
—	(分科会への審査依頼)
分科会	詳細審査
委員会	① 分科会審査報告 ② 討論・採決

(7) 分科会への審査依頼

正副委員長・幹事協議会の協議を経て、予算特別委員長が各分科会の所管事項について審査を依頼する。

(I) 詳細審査

各分科会において、詳細審査を行う。（参照：別紙3）

(ウ) 分科会審査報告、討論・採決

委員会において、分科会審査報告の後、討論・採決を行う。

なお、分科会審査報告は、分科会で行った適否確認の結果を記載した分科会審査報告書の配付のみとし、分科会委員長の報告は省略する。

(I) 備考（議案の説明聴取等）

委員会における議案の説明聴取・質疑は、省略する。

ただし、全員協議会で議案の説明聴取・質疑が行われなかったときは、正副委員長・幹事協議会の協議により、分科会における詳細審査の前に委員会を開催し、議案の説明聴取・質疑を行うことができる。

(2) 本会議における委員会審査報告

ア 小委員会を設置して詳細審査を行った場合

委員会審査報告書を配付し、予算特別委員長が委員会における審査の経過及び結果を報告する。

イ 分科会において詳細審査を行った場合

委員会審査報告書の配付のみとし、予算特別委員長報告は省略する。ただし、少数意見の留保があり、本会議において少数意見者の報告がある場合は、予算特別委員長報告を行う。

(3) 出席要求理事者

総務部長、財政課長その他正副委員長・幹事協議会の協議を経て予算特別委員長が指名する者とする。

(4) 開催場所

大会議室とする。

(5) 審査の日程その他委員会の議事に関する事項

審査の日程、採決の方法及び順序、委員長報告の内容その他委員会の議事に関する事項は、正副委員長・幹事協議会において協議し、又は調整する。

3 委員会の公開（委員会、小委員会、分科会共通）

(1) 傍聴

委員会は、原則、公開するものとし、議員及び府政記者以外の者は、「委員会傍聴要領」によるものとする。

(2) インターネット議会中継

委員会審議を対象に、インターネットによる議会中継を行うものとする。

(3) 写真撮影、録音等

府政記者からの写真撮影、録音等の申し出があった場合は、委員会に諮って許可する。

4 その他

(1) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン形式により委員会を運営する。（参照：別紙４）

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長及び幹事に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(2) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長及び幹事の下承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長及び幹事に連絡する。

(3) 情報端末機器の使用

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。（参照：別紙5）

(4) ペーパーレスによる委員会運営

ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。（参照：別紙6）

なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は、情報端末の使用を基本とする。

(5) 育児又は介護のためのオンラインによる出席

育児又は介護のため、委員会の招集場所に参加することが困難な委員で、委員長がやむを得ないと認めたときは、オンライン方式により委員会に参加することができる。

(6) 欠席の届出

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に参加できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。

（参照：別紙7）

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あて及び常任委員長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

(7) その他

この申合せに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、予算特別委員長が正副委員長・幹事協議会に諮って決定するものとする。

予算特別委員会 議案付託表

議案番号	件名
1	令和7年度京都府一般会計補正予算（第1号）
1 3	令和7年度京都府一般会計補正予算（第2号）
1 4	令和7年度京都府一般会計補正予算（第3号）
1 5	選挙長等の報酬および費用弁償条例及び京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例一部改正の件

※ 第13号及び第15号議案 6月23日（月）…討論・採決

※ 第1号及び第14号議案 6月27日（金）…討論・採決

令和7年6月23日

予算特別委員長 池 田 正 義 殿

予算特別委員会総務・警察分科会委員長 中 島 武 文

予算特別委員会総務・警察分科会審査報告書

本分科会に依頼の議案について、詳細審査の結果、下記のとおり適否を確認したので、報告します。

記

議案番号	件 名	詳細審査結果
第 13 号	令和7年度京都府一般会計補正予算（第2号）	適 当
第 15 号	選挙長等の報酬および費用弁償条例及び京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例一部改正の件	同 上